

香川県国民健康保険運営協議会条例

平成28年12月26日
条例第44号

香川県国民健康保険運営協議会条例をここに公布する。

香川県国民健康保険運営協議会条例

(設置)

第1条 国民健康保険事業の運営に関する事項を審議するため、香川県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、知事の諮問に応じ、国民健康保険事業の運営に関する事項のうち、次に掲げるものについて審議する。

(1) 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号。次号において「改正法」という。）附則第7条の規定による国民健康保険事業の運営に関する方針の作成

(2) 改正法第4条の規定による改正後の国民健康保険法（昭和33年法律第192号。次号において「新法」という。）第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収

(3) 前2号に掲げるもののほか、新法の定めるところにより県が処理することとされている事務に係る事項

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、その定数は、当該各号に定める数とする。

(1) 国民健康保険の被保険者を代表する委員 3人

(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第64条に規定する保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人

(3) 公益を代表する委員 3人

(4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第3項に規定する被用者保険等保険者を代表する委員 2人

2 委員は、知事が任命する。

3 委員の任期は、平成30年3月31日までとする。

(会長)

第4条 協議会に、会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、第1項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成29年3月31日までの間における第3条第1項第4号の規定の適用については、同号中「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第3項に規定する被用者保険等保険者」とあるのは、「国民健康保険法附則第10条第1項に規定する被用者保険等保険者（健康保険法第123条第1項の規定による保険者としての全国健康保険協会を除く。）」とする。

(附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例の一部改正)

3 附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例（昭和32年香川県条例第43号）の一部を次のように改正する。（次のよう略）